

農業委員会だより

○会長ごあいさつ○

新年明けましておめでとうございます。皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げます。

さて、農業を取り巻く環境は、農産物価格の低迷、高齢化や後継者不足による遊休農地の増加等、年々厳しさを増しています。また、アメリカ大統領が環太平洋経済連携協定（TPP）離脱を表明し、2国間自由貿易協定（FTA）の可能性が高まるなど、我が国の農業にとって先行きが不透明な状況となっております。

また、昨年4月に改正となった農業委員会法により、本年6月からこれまでの農業委員に加え農地利用最適化推進委員が新設され、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消等の農地等の利用の最適化を推進していくことになります。

私ども農業委員会は、農業者の公的代表機関としての役割を改めて強く認識し、皆様の声をお聞きしながら、地域農業の活性化に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも、農業委員会の活動に、ご理解とご協力を願い申し上げます。

市内農業事情調査を実施しました

当農業委員会では、作況や農業事情の調査のため、市内の農地や農業関連施設等への視察を毎年8月に行っています。今年度は8月26日に手稲区や南区の圃場を訪問しました。

手稲区では、農業経営改善計画の認定を受けた認定農業者の圃場及び農業用施設等を視察し、お話を伺いました。生産している多品目の露地野菜の中でも収穫期であったスイカや南瓜の説明をしていただきました。南区中ノ沢では、青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者の圃場を視察し、お話を伺いました。少人数、小規模農地で二毛作を行う経営工夫や電気柵を用いた獣害対策、スーパーへの直接持込販売方法等の説明をしていただきました。



南区滝野では、新規就農者の圃場を視察し、お話を伺いました。雪も多く、電気も無い環境で生産力を上げる様々な工夫をしており、食味が良く病害の出難い種類のミニトマトを効率的に生産している状況の説明をしていただきました。

今回の視察では、それぞれの圃場で様々な種類の作物を生産されている様子を見ることができました。最後にお忙しい中、訪問させていただいた方々に、改めてお礼申し上げるとともに、この調査を今後の当農業委員会の活動に活かしていきたいと思います。

農地利用最適化推進委員を募集します

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員と連携して、農地等の利用の最適化を推進するために新設された農地利用最適化推進委員を以下のとおり募集します。

◎ 募集の内容

- ・ 募集人数 17人
- ・ 募集する担当区域

区域名	区域の詳細	募集人数
第1地区	北区	5人
第2地区	東区	3人
第3地区	白石区、厚別区、豊平区及び清田区	3人
第4地区	南区	4人
第5地区	中央区、西区及び手稲区	2人

- ・ 任 期 農業委員会が委嘱する日(平成 29 年 6 月 24 日以降)から平成 32 年 6 月 23 日まで
- ・ 身 分 札幌市の特別職の非常勤職員
- ・ 報 酬 月額 42,000 円

◎ 主な業務内容

- ・ 担当区域内の農地に係る利用状況調査
- ・ 農地等の利用の最適化に係る現地調査、農業者との調整等
- ・ 農業委員会の総会における活動報告及び意見申述

◎ 資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者（欠格要件あり）

◎ 申込み方法

所定の申込書に必要事項を記入のうえ、持参又は郵送により農業委員会事務局まで提出してください。

◎ 受付期間

平成 29 年 2 月 14 日(火)から 3 月 13 日(月)まで【必着】

詳細については、農業委員会事務局、各区役所及び各出張所で配布している募集案内をご覧ください。また、募集案内は、札幌市公式ホームページからダウンロードすることができます。

遊休農地を有効に利用しましょう！



農地法では、農地の所有者等には農地を農業上適正かつ効率的に利用する責務があること、農業委員会は毎年1回、管内の農地の利用状況について調査を行うことが、それぞれ定められており、今年度も農業委員会では、6月から9月にかけて市内各地区担当の農業委員が現地調査を行いました。

その結果、多くの農地が適正に耕作又は保全管理がなされていることが確認され、その中には、昨年の調査で耕作を確認できなかった農地について、耕作が再開されたり、保全管理がな

されるようになった例も見受けられました。

しかしながら、一方では、1年以上耕作されておらず、今後も耕作される見込みがない農地など、いわゆる遊休農地も見受けられました。

農地は、一旦荒れてしまうと、再び耕作できる状態に戻すためには大変な手間や労力がかかります。また、周辺農地への鳥獣や病害虫による被害、不法投棄等の発生にもつながります。草刈りや耕起、耕作等を行い、遊休農地を有効に利用していただきますようお願いいたします。

ご自身で耕作することが困難な農地につきまして、貸付け等のご意向のある方は、農業委員会までお気軽にご相談ください。



農地賃借料情報（平成28年）

平成28年1月～12月に締結（公告）された賃貸借における賃借料水準は、以下のとおりです。

※（）内の金額は過去3か年の値です。 ※ 金額はすべて年額です。

農地区分	平均額 (円/10a)	最高額 (円/10a)	最低額 (円/10a)	データ 数	適用 地 域
田	10,000 (10,000)	10,000 (10,000)	10,000 (10,000)	4 (4)	市内全域
畠	東 部	9,000 (9,500)	16,500 (16,500)	4,402 (3,500)	65 (177) 北区／篠路町太平、篠路町上篠路、篠路町篠路 東区／栄町、丘珠町、東苗穂町、東雁来町 白石区／東米里 豊平区／市街化調整区域の全域 清田区／市街化調整区域の全域
	西 部	11,200 (11,400)	15,023 (17,564)	9,593 (9,593)	18 (83) 中央区／市街化調整区域の全域 南区／市街化調整区域の全域 西区／市街化調整区域の全域 手稲区／手稲前田を除く市街化調整区域の全域
	平野部	3,800 (5,400)	6,000 (10,000)	3,000 (2,916)	29 (46) 北区／新川、新琴似町、屯田町、東茨戸、西茨戸、 篠路町拓北、篠路町福移 東区／中沼町 白石区／東米里を除く市街化調整区域の全域 厚別区／市街化調整区域の全域 手稲区／手稲前田
牧草・飼料畠	3,100 (3,500)	3,300 (4,300)	1,500 (1,500)	35 (271)	市内全域

農地を転用する場合は手続きが必要です！

農地に住宅や倉庫を建築したり、駐車場や資材置場として利用したりするなど、農地を農地以外の目的で利用する場合（＝農地を転用する場合）には、許可申請や届出の手続きが必要です。

適法な手続きを経ず無断で農地を転用した場合や、許可を受けても許可条件に違反した場合などは農地法違反となり、違反したままでは、新たに農地を取得して規模を拡大しようとする場合など、今後の土地利用の際に様々な支障が生じます。また、個人の場合は3年以下の懲役又は300万円以下の罰金、法人の場合は1億円以下の罰金の刑事罰が科せられる場合もあります。

転用が認められない農地や用途がありますので、農地を農地以外の目的で利用したいとお考えの場合は、事前に農業委員会事務局農地係までご相談ください。

※農地転用の申請をしてから許可が下りるまでに、相当の日数がかかる場合がありますので、余裕をもってお早目にご相談願います。

農地改良をする時は、お早めにご相談ください

農地を改良する目的で切土・盛土等を行う場合は、農業委員会への届出をお願いしています。大切な農地に手を加えることになりますので、農地改良の内容等についてご不明な点がある場合は、お早めに農業委員会にご相談ください。

※施工業者に任せきりにしたため農地に適さない土を搬入されたり、不適切な工事が行われた結果、排水等の問題で周辺の土地所有者とトラブルになった事例もありますのでご注意ください

【編集・発行・ご連絡先】 札幌市農業委員会事務局
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所15F
TEL 011-211-3636 FAX 011-218-5132
ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/keizai/nogyo/noui/>
E-mail nogyo@city.sapporo.jp



02-U04-16-2108

28-2-1219

SAPP_URO